

①都道府県	②市町村名	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					I 平成30年度就学援助制度の実施について																				
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1. 就学援助制度の周知方法 (1) 就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）									(2) ケの内容	(3) 就学援助制度周知の工夫	2. 就学援助制度の申請書の配布方法 (1) 就学援助制度の申請書の配布方法（あてはまるもの全てに○）						(2) キの内容			
							ア. 教育委員会のウェブサイトに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に学校で就学援助制度の書類を配付	エ. 入学時の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他			ア. 各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ. 各学校で全児童もしくは保護者に申請書を配布	エ. 教育委員会では保護者に申請書を配布	オ. 制度案内等は各学校で希望者に対して申請書を配布	カ. 制度案内等は教育委員会で希望者に対して申請書を配布		キ. その他（内容を2. (2)に記入してください。）		
該当団体数	19	19	19	19	15	0	16	15	4	18	18	15	1	0	4	4	14	16	15	1	0	0	0	6	6		
滋賀県	大津市	大津市教育委員会学校教育課	077-528-2967	otsu2402@city.otsu.lg.jp	http://www.city.otsu.lg.jp/kosodate/school/gakushu/1483592587787.html																					・各学校で制度案内を配付後、希望者に各支所から申請書を配布。 ・前年度に申請のあった保護者に対して、申請書を郵送。 ・新1年生に対して、前倒し支給の案内とともに、申請書を配布。	
滋賀県	彦根市	彦根市教育委員会事務局 教育部学校教育課	0749-24-7973	gakkyou@mx.hikone.ed.jp	https://www.city.hikone.lg.jp/kosodate_kyoku/kyoiku/7/5290.html																						
滋賀県	長浜市	教育委員会事務局すこやか教育推進課	07-4965-8606	sukoyaka@city.nagahama.lg.jp	http://www.city.nagahama.lg.jp/0000004095.html																						
滋賀県	近江八幡市	近江八幡市教育委員会事務局学校教育課	0748-36-5531	040400@city.omihachiman.lg.jp	http://www.city.omihachiman.shiga.jp/																					申請書は、市のホームページからダウンロード可	
滋賀県	草津市	学校教育課	077-561-2421	gakkyou@city.kusatsu.lg.jp	http://www.city.kusatsu.shiga.jp/																						・前年度に申請のあった保護者に対して、申請書を郵送した。 ・新1年生全員に申請書を配布した。
滋賀県	守山市	守山市教育委員会事務局学校教育課	077-582-1141	gakkokyoiku@city.moriyama.lg.jp																						・お知らせの文書に援助対象となる年間所得の目安額等を記載。外国語版お知らせ文と申請書記入例を作成。 ・毎年度、就学援助制度の案内や申請関係書類の外国語版を作成し、各校に配布。 ・入学前支給にかかる案内は、市の広報誌に掲載するだけでなく、小6児童には各校に案内を配布し、就学予定者には、各就学時健康診断結果に同封し、配付。 ・援助対象となる年間所得の目安額等を記載 ・外国語の申請書を配布（英語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語）	
滋賀県	栗東市	栗東市教育委員会事務局 学校教育課	077-551-0130	gakkokyoiku@city.ritto.lg.jp	http://www.city.ritto.lg.jp																					・前年度受給者に対し、市教育委員会から申請書を送付。 ・市ホームページにダウンロード用申請書掲載。 ・市教育委員会窓口にも申請書を設置し、希望者に配布。	
滋賀県	甲賀市	教育委員会事務局学校教育課	0748-69-2243	koka30101200@city.koka.lg.jp	http://www.city.koka.lg.jp/4752.htm																						・前年度に申請のあった保護者に対して、申請書を郵送した。 ・新1年生全員に申請書を配布した。
滋賀県	野洲市	野洲市教育委員会学校教育課	077-587-6017	kyoiku@city.yasu.lg.jp	http://www.city.yasu.lg.jp/																						・お知らせの文書に援助対象となる年間所得の目安額等を記載。外国語版お知らせ文と申請書記入例を作成。 ・毎年度、就学援助制度の案内や申請関係書類の外国語版を作成し、各校に配布。 ・入学前支給にかかる案内は、市の広報誌に掲載するだけでなく、小6児童には各校に案内を配布し、就学予定者には、各就学時健康診断結果に同封し、配付。 ・援助対象となる年間所得の目安額等を記載 ・外国語の申請書を配布（英語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語）
滋賀県	湖南市	湖南市教育委員会事務局学校教育課学事係	0748-77-7011	gakujj@city.shiga-konan.lg.jp	http://www.city.konan.shiga.jp/																						・前年度に申請のあった保護者に対して、申請書を郵送した。 ・新1年生全員に申請書を配布した。
滋賀県	高島市	教育委員会事務局教育指導部学事施設課	0740-25-8563	gakujj@city.takashima.lg.jp	http://www.city.takashima.lg.jp																						・お知らせの文書に援助対象となる年間所得の目安額等を記載。外国語版お知らせ文と申請書記入例を作成。 ・毎年度、就学援助制度の案内や申請関係書類の外国語版を作成し、各校に配布。 ・入学前支給にかかる案内は、市の広報誌に掲載するだけでなく、小6児童には各校に案内を配布し、就学予定者には、各就学時健康診断結果に同封し、配付。 ・援助対象となる年間所得の目安額等を記載 ・外国語の申請書を配布（英語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語）
滋賀県	東近江市	東近江市教育委員会事務局教育総務課	0748-24-5670	kyoiku@city.higashiomi.lg.jp	http://www.city.higashiomi.shiga.jp/0000005673.html																						・お知らせの文書に援助対象となる年間所得の目安額等を記載。外国語版お知らせ文と申請書記入例を作成。 ・毎年度、就学援助制度の案内や申請関係書類の外国語版を作成し、各校に配布。 ・入学前支給にかかる案内は、市の広報誌に掲載するだけでなく、小6児童には各校に案内を配布し、就学予定者には、各就学時健康診断結果に同封し、配付。 ・援助対象となる年間所得の目安額等を記載 ・外国語の申請書を配布（英語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語）
滋賀県	米原市	教育委員会事務局 教育総務課	0749-55-8107	kyoikusomu@city.maibara.lg.jp	http://www.city.maibara.lg.jp																						・お知らせの文書に援助対象となる年間所得の目安額等を記載。外国語版お知らせ文と申請書記入例を作成。 ・毎年度、就学援助制度の案内や申請関係書類の外国語版を作成し、各校に配布。 ・入学前支給にかかる案内は、市の広報誌に掲載するだけでなく、小6児童には各校に案内を配布し、就学予定者には、各就学時健康診断結果に同封し、配付。 ・援助対象となる年間所得の目安額等を記載 ・外国語の申請書を配布（英語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語）
滋賀県	日野町	日野町教育委員会 学校教育課	0748-52-6564	kik-gako@town.shiga-hino.lg.jp	http://www.town.shiga-hino.lg.jp/																						・お知らせの文書に援助対象となる年間所得の目安額等を記載。外国語版お知らせ文と申請書記入例を作成。 ・毎年度、就学援助制度の案内や申請関係書類の外国語版を作成し、各校に配布。 ・入学前支給にかかる案内は、市の広報誌に掲載するだけでなく、小6児童には各校に案内を配布し、就学予定者には、各就学時健康診断結果に同封し、配付。 ・援助対象となる年間所得の目安額等を記載 ・外国語の申請書を配布（英語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語）
滋賀県	竜王町	竜王町教育委員会教育総務課	0748-58-3710	kyoikusomu@town.ryuoh.shiga.jp																							・お知らせの文書に援助対象となる年間所得の目安額等を記載。外国語版お知らせ文と申請書記入例を作成。 ・毎年度、就学援助制度の案内や申請関係書類の外国語版を作成し、各校に配布。 ・入学前支給にかかる案内は、市の広報誌に掲載するだけでなく、小6児童には各校に案内を配布し、就学予定者には、各就学時健康診断結果に同封し、配付。 ・援助対象となる年間所得の目安額等を記載 ・外国語の申請書を配布（英語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語）
滋賀県	愛荘町	愛荘町教育委員会事務局教育振興課	0749-37-8056	shomu@town.aisho.lg.jp	http://www.town.aisho.shiga.jp/																						・お知らせの文書に援助対象となる年間所得の目安額等を記載。外国語版お知らせ文と申請書記入例を作成。 ・毎年度、就学援助制度の案内や申請関係書類の外国語版を作成し、各校に配布。 ・入学前支給にかかる案内は、市の広報誌に掲載するだけでなく、小6児童には各校に案内を配布し、就学予定者には、各就学時健康診断結果に同封し、配付。 ・援助対象となる年間所得の目安額等を記載 ・外国語の申請書を配布（英語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語）
滋賀県	豊郷町	豊郷町教育委員会事務局学校教育課	0749-35-8131	kyo-i@town.toyosato.shiga.jp																							・お知らせの文書に援助対象となる年間所得の目安額等を記載。外国語版お知らせ文と申請書記入例を作成。 ・毎年度、就学援助制度の案内や申請関係書類の外国語版を作成し、各校に配布。 ・入学前支給にかかる案内は、市の広報誌に掲載するだけでなく、小6児童には各校に案内を配布し、就学予定者には、各就学時健康診断結果に同封し、配付。 ・援助対象となる年間所得の目安額等を記載 ・外国語の申請書を配布（英語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語）
滋賀県	甲良町	甲良町教育委員会	0749-38-5070	kyoui@town.koura.lg.jp																							・お知らせの文書に援助対象となる年間所得の目安額等を記載。外国語版お知らせ文と申請書記入例を作成。 ・毎年度、就学援助制度の案内や申請関係書類の外国語版を作成し、各校に配布。 ・入学前支給にかかる案内は、市の広報誌に掲載するだけでなく、小6児童には各校に案内を配布し、就学予定者には、各就学時健康診断結果に同封し、配付。 ・援助対象となる年間所得の目安額等を記載 ・外国語の申請書を配布（英語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語）
滋賀県	多賀町	多賀町教育委員会事務局 学校教育課	0749-48-8123	g-ed@town.taga.lg.jp	http://www.town.taga.lg.jp/																						・お知らせの文書に援助対象となる年間所得の目安額等を記載。外国語版お知らせ文と申請書記入例を作成。 ・毎年度、就学援助制度の案内や申請関係書類の外国語版を作成し、各校に配布。 ・入学前支給にかかる案内は、市の広報誌に掲載するだけでなく、小6児童には各校に案内を配布し、就学予定者には、各就学時健康診断結果に同封し、配付。 ・援助対象となる年間所得の目安額等を記載 ・外国語の申請書を配布（英語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語）

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																				III 就学援助率										
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																			(2) ソ、タ、チを選択した場合				(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度		
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由な理由が多い者	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めるも	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)	係数(倍率)倍					目安額(年額)万円	
該当団体数	19	17	17	14	14	14	17	9	1	11	10	7	1	4	9	11	4	4	0	2	19	19	19	19	19	0	0	3	2	19	19	
滋賀県	大津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	25	4	306						25%未滿	20%未滿
滋賀県	彦根市						○														1.2	課税所得	24	4	330						15%未滿	15%未滿
滋賀県	長浜市	○	○									○									1.3	課税所得	30	4	283						15%未滿	15%未滿
滋賀県	近江八幡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.2	課税所得	29	12	240						15%未滿	15%未滿
滋賀県	草津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.2	総所得(諸控除前)	29	12	340						10%未滿	10%未滿
滋賀県	守山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.2	総所得(諸控除前)	24	12	273	基準根拠として、平成25年度厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に従い算出している。					10%未滿	10%未滿
滋賀県	栗東市	○																			1.2	総所得(諸控除前)	24	4	275						10%未滿	10%未滿
滋賀県	甲賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	総所得(諸控除前)	25	7	337					保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者	15%未滿	10%未滿
滋賀県	野洲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	総所得(諸控除前)	25	4	268	平成25年生活保護基準に係数1.2を乗じたもの					15%未滿	10%未滿
滋賀県	湖南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	総所得(諸控除前)	24	4	265						15%未滿	15%未滿
滋賀県	高島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	24	12	300						15%未滿	15%未滿
滋賀県	東近江市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	30	4	288						15%未滿	15%未滿
滋賀県	米原市	○	○				○														1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	301	当該年度において、世帯員の疾病等もしくは家庭事情の著しい変動等により当該世帯の収入が著しく減ったときまたは支出が著しく増えたとき等で教育委員会が援助費を給付する必要があると認めるもの	要準要保護の認定に「平成30年度特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額等早見表(平成24年12月末現在)」を利用。	10%未滿	15%未滿			
滋賀県	日野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	279						15%未滿	15%未滿
滋賀県	竜王町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	24	12	259						5%未滿	10%未滿
滋賀県	愛荘町	○	○				○														1.2	課税所得	29	12	300						15%未滿	15%未滿
滋賀県	豊郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	24	12	266						20%未滿	20%未滿
滋賀県	甲良町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	総所得(諸控除前)	30	6	325						20%未滿	20%未滿
滋賀県	多賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	175						15%未滿	15%未滿

		IV 平成30年度準要保護就学援助額																																								
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																								
		(1) 費目毎の援助額																																								
①都道府県	②市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										(2) 補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他					
該当団体数	19	0	0	0	3	3	3	16	16	0	0	0	0	3	3	3	16	16	0	5	5	0	1	1	1	0	0	0	5	6	1	14	14	14	0	0	0	12				
滋賀県	大津市						○	15,120								○	20,460		○	27529													○	21,490	21,142				学用品費：1年生（年額12,960円）、2～6年生(年額15,120円)			
滋賀県	彦根市						○	11,420								○	40,600																○	21,490	21,490							
滋賀県	長浜市						○	15,220								○	40,600											○	22,000										・支給平均額は平成30年度予算計上単価による。 ・学用品費は学用品費、通学用品費および校外活動費（宿泊を伴わないもの）の合計である。 ・学用品費は、2～6年生の額を計上した（1年生は12,990円）。			
滋賀県	近江八幡市				○	11,420	11,420					○	40,600	40,600								○	39,290	0								○	21,490	21,490				通学費は実績がないためゼロとする。				
滋賀県	草津市						○	11,420								○	40,600											○	21,000										支給平均額は平成30年度予算			
滋賀県	守山市						○	11,420								○	40,600																○	21,490	21,490							
滋賀県	栗東市						○	11,420								○	40,600											○	21,104										実費は平成29年度実績			
滋賀県	甲賀市						○	11,420								○	40,600		○	12666												○	21,490	19,526				平均支給額は平成29年度実績				
滋賀県	野洲市						○	11,420								○	40,600		○	4950								○	20,600										・修学旅行費の支給平均額は予算計上単価 ・通学費は平成30年度1名のみ該当予定			
滋賀県	湖南市						○	11,420								○	40,600															○	21,490	21,490								
滋賀県	高島市						○	11,420								○	40,600															○	21,490	16,959					支給平均額については、平成29年度の実績額に基づく。			
滋賀県	東近江市						○	11,420								○	40,600		○	45000											○	21,490	21,490						支給平均額については、平成30年度予算に計上した単価。			
滋賀県	米原市						○	11,420								○	40,600														○	21,490	18,712						平均支給額は、平成29年度実績。			
滋賀県	日野町						○	11,420								○	40,600														○	21,490	15,291						修学旅行費の支給平均額については、29年度の実績額を参照している。			
滋賀県	竜王町			○		11,420	11,420						○	20,470	20,470				○	13200											○	21,180	21,180					・30年度の予算をもとに回答 ・通学費は小学生のみ予算に入っている				
滋賀県	愛荘町						○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490									
滋賀県	豊郷町						○	11,420								○	40,600														○	12,000	12,000									
滋賀県	甲良町			○		11,420	11,400						○	40,600	40,600															○	21,490	20,000										
滋賀県	多賀町						○	11,420								○	40,600												○	20,420												

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																														(2) 補足事項							
		(1) 費目毎の援助額																																					
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費													
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他				
該当団体数	19	0	0	0	3	3	3	16	16	0	0	0	0	3	3	3	16	16	0	6	6	0	1	1	1	0	0	0	5	6	1	14	14	14	0	0	0	9	
滋賀県	大津市						○	26,760								○	23,550		○	65502													○	57590	56930				学用品費：1年生（年額24,480円）、2～3年生(年額26,760円)
滋賀県	彦根市						○	22,320								○	47,400																○	57590	57590				
滋賀県	長浜市						○	26,820								○	47,400											○	70000										・支給平均額は平成30年度予算計上単価による。 ・学用品費は学用品費、通学用品費および校外活動費（宿泊を伴わないもの）の合計である。 ・学用品費は、2～3年生の額を計上した（1年生は24,590円）。
滋賀県	近江八幡市				○	22,320	22,320					○	47,400	47,400								○	79410	0							○	57590	57590					通学費は実績がないためゼロとする。	
滋賀県	草津市						○	22,320								○	47,400											○	63000										支給平均額は平成30年度予算
滋賀県	守山市						○	22,320								○	47,400															○	57590	57590					
滋賀県	栗東市						○	22,320								○	47,400		○	46373								○	59154										
滋賀県	甲賀市						○	22,320								○	47,400		○	34585												○	57590	57552					
滋賀県	野洲市						○	22,320								○	47,400		○	0								○	70000										・修学旅行費の支給平均額は予算計上単価 ・通学費は実績なし
滋賀県	湖南市						○	22,320								○	47,400														○	57590	57590						
滋賀県	高島市						○	22,320								○	47,400														○	57590	57137						支給平均額については、平成29年度の実績額に基づく。
滋賀県	東近江市						○	22,320								○	47,400		○	0										○	57590	57590							支給平均額については、平成30年度予算に計上した単価。
滋賀県	米原市						○	22,320								○	47,400													○	57590	57590							平均支給額は、平成29年度実績。
滋賀県	日野町						○	22,320								○	47,400													○	57590	49335							
滋賀県	竜王町				○	22,320	22,320						○	23,550	23,550				○	0											○	57590	57590						30年度の予算をもとに回答
滋賀県	愛荘町						○	22,320								○	47,400													○	57590	57590							
滋賀県	豊郷町						○	22,320								○	47,400													○	50000	50000							
滋賀県	甲良町				○	22,320	22,320						○	47,400	47,400														○	57590	50000								
滋賀県	多賀町						○	22,320								○	47,400											○	57590										

①都道府県	②市町村名	V その他																	VI 自由記述欄			
		1. 学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2. 教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況									就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足		
		(1) 教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）									(1) 教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）										(2) コの内容及び補足説明	(3) その他学校や教育委員会以外での取組
ア. 学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ. 学用品等（中古品を含む）の貸出し	ウ. 学用品等（中古品を含む）の無償貸与	エ. 低価格な学用品等の使用	オ. 使用する学用品等の精選	カ. 使用する学用品等の入れ札・合見積等の実施	キ. 把握していない	ク. その他（※具体的な取組を（2）に記載）	（2）クの内容及び補足説明	ア. 自治体内で学用品等の仕様の統一	イ. 自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ. 学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ. 学用品等（中古品を含む）の貸出し	オ. 学用品等（中古品を含む）の無償貸与	カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成	キ. 学用品費等の購入費用の貸付	ク. 学校（又は校長会等）に対して、学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提示	ケ. 学校（又は校長会等）に対して、他校の取組状況を情報提供	コ. その他（※具体的な取組を（2）に記載）	（2）コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組		
該当団体数	19	2	4	0	0	2	2	13	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	2	0	0
滋賀県	大津市	○	○					○									○			ク. 学校（又は校長会等）に対して、学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提示 ・各学校で保護者負担の軽減を行うよう、教育委員会から通知を发出了。		
滋賀県	彦根市																					
滋賀県	長浜市		○																			
滋賀県	近江八幡市		○																			
滋賀県	草津市	○	○			○														○		
滋賀県	守山市					○																
滋賀県	栗東市																					
滋賀県	甲賀市							○														
滋賀県	野洲市																					
滋賀県	湖南市																			○		
滋賀県	高島市																					
滋賀県	東近江市																					
滋賀県	米原市																					
滋賀県	日野町																					
滋賀県	竜王町																					
滋賀県	愛荘町																					
滋賀県	豊郷町																					
滋賀県	甲良町																					
滋賀県	多賀町																			○	カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成 ・町内小中学校に入学する児童生徒に対して通学カバン・ヘルメットの現物支給（小学校：ランリュック 中学生：スポーツバッグ、ヘルメット）	